

岩手県告示第970号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成30年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 八幡館

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から30号までを順次結んだ線及び標柱1号と30号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号	
二戸市	浄法寺町	焼場	111番1	標柱1号	
			八幡館	18番3	標柱2号
				32番1	標柱3号
				22番	標柱4号
				23番3	標柱5号
				24番1	標柱6号
				25番2	標柱7号
				26番1	標柱8号
				7番2	標柱9号
				2番	標柱10号から12号まで
		30番1		標柱13号	
		寺ノ上	29番1	標柱14号	
			36番	標柱15号	
			18番	標柱16号	
			27番	標柱17号	
			22番	標柱18号	
			浄法寺	33番5	標柱19号
				30番及び31番	標柱20号
			八幡館	1番11	標柱21号
				1番7	標柱22号
				8番3	標柱23号
		9番21		標柱24号	
		13番19		標柱25号	
		14番2		標柱26号	
		15番2		標柱27号	
		15番1		標柱28号	
		15番7	標柱29号		
		焼場	111番3	標柱30号	